■ 市税の減免

災害により被害を受けたり、生活保護を受けるなど特殊な事情により納税が困難な方については、 市税が減免される場合があります。減免を受けようとする方は、減免申請期限までに下記宛減免申 請書を提出してください。

市税の減免申請窓口:うきは市役所 税務課(☎0943-75-4977)

税目	主な要件
個人市民税	・貧困により生活のため公私の扶助や生活保護を受けている場合 ・災害による被害を受けた場合
固定資産税	・貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 ・災害による被害を受けた場合 ・公益のため使用する場合
国民健康保険税	・貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 ・災害により被害を受けた場合
軽自動車税	・障がいのある方が所有する場合

■ 市税に関して不服があるとき

● 審査請求について

市税の課税や滞納処分などの決定について不服がある場合は、市長に対し、文書により審査請求することができます。

処分の内容	審査請求できる期間	
市税の賦課(課税)決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内	
	督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内、又は差 押えに係る決定の通知を受け取った日(通知がないときは、	
督促	差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して3月を	
	経過した日のいずれか早い日	
不動産等の差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3月以	
个動産寺の左押え	内、又はその公売期日等のいずれか早い日	
不動産等についての公告	換価財産の買受代金の納付の期限	
から売却決定までの処分		
換価代金等の配当	換価代金等の交付期日	

提出先:処分を行った担当課(税務課又は徴収対策室)

● 固定資産評価審査委員会に対する審査申出

固定資産の評価額に不服がある場合は、うきは市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。申出期間は固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日(通常4月1日)から納税通知書の交付を受けた日から起算して3ヶ月以内までです。

審査の申出ができるのは、原則として評価替えの基準年度ですが、地目の変換や家屋の新増築などにより評価が変わった場合や地価の下落に伴う土地の評価額が修正された場合には、その年度も申し出ることができます。

審査申出先:うきは市固定資産評価審査委員会(事務局:総務課総務法制係)